

公 示

公示第16号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の指定地域に使用の本抛の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成16年10月23日から同年12月22日までのものは、平成16年12月23日をもって満了するものとする。（再伸長）

記

（指定地域）

長岡市全域

小千谷市全域

十日町市全域

栃尾市全域

柏崎市全域

見附市全域

魚沼市全域（旧北魚沼郡堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村）

南魚沼市（旧南魚沼郡六日町、大和町）

南魚沼郡の一部（塩沢町）

北魚沼郡全域（川口町）

古志郡全域（山古志村）

三島郡全域（越路町、三島町、与板町、出雲崎町、寺泊町、和島村）

刈羽郡全域（小国町、西山町、高柳町、刈羽村）

南蒲原郡の一部（中之島町）

平成16年11月19日

北陸信越運輸局 新潟運輸支局長

公 示

公示第17号

道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車であって、新潟県中越地震により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する災害復旧及び救助に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成16年10月23日から同年12月22日までのものは、平成16年12月23日をもって満了するものとする。(再伸長)

平成16年11月19日

北陸信越運輸局
新潟運輸支局長